

**「スキル・テクノロジー・イノベーション（STI）  
開発投資への追加特典供与についての投資奨励委員  
会布告第11／2552号」**

**日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編**

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●スキル・テクノロジー・イノベーション（STI）開発投資への追加特典供与についての投資奨励委員会布告第11/2552号

工業セクターにスキル・テクノロジー及びイノベーション（STI）開発投資があるように誘致するため、

仏暦二五四四年投資奨励法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第三一条第二段の内容に基づく権限に依拠して投資奨励委員会は、仏暦二五四九年三月三〇日付けのスキル・テクノロジー及びイノベーション（STI）開発投資に対する追加特典供与についての投資奨励委員会事務局布告第3/2549号の第1・1・1～1・1・3項の法人所得税免除特典付与を改定増補する布告を制定し、スキル・テクノロジー及びイノベーション（STI）開発投資における費用を投資奨励委員会が承認したテクノロジー及び人材開発面の基金支援における費用に含める。

ここに、仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）九月一四日以降から。

仏暦二五五二年一〇月一五日布告〔官報公示は同年一二月三日〕

（おわり）

●被雇用者の種類、規模、数、全被雇用者数に占める訓練を受ける者の割合、及び事業者が職能開発基金に拠出金を納付しなければならない地区を定める労働省布告

（前文省略）

第一項

本布告を「被雇用者の種類、規模、数、全被雇用者数に占める訓練を受ける者の割合、及び事業者が職能開発基金に拠出金を納付しなければならない地区を定める労働省布告」と呼ぶ。

第二項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇〇九年十一月二三日〕

第三項

仏暦二五四七年四月一九日付けの被雇用者の種類、規模、数、全被雇用者数に占める訓練を受ける者の割合、及び事業者が職能開発基金に拠出金を納付しなければならない地区を定める労働省布告を廃止する。

第四項

一〇〇人以上の被雇用者を有する全地区の工業、商業またはその他の事業種の事業者で、各暦年に職能開発訓練を実施していない、または全被雇用者数の半数未満の割合でしか職能訓練を実施していない事業者は、仏暦二五四五年・職能開発振興法令の第三〇条の内容に基づき制定された労働省布告に定められたレートに従い職能開発基金に拠出金を納付しなければならない。ただし以下を除く。

(一) 通年での被雇用者使用ではなく、その他の形態での作業が付随しない栽培、漁業、林業、動物飼育及び塩田の事業者。

(二) 私立学校法に基づく私立学校事業者の教員に関する部分。

(三) 私立高等教育機関法に基づく私立高等教育機関事業者の教員に関する部分。

(四) 財団、慈善団体及び経済的利益を追求しない法律に基づき設立された団体。

#### 第五項

暦年における第四項に基づく事業者の被雇用者数の計算は、被雇用者数が一〇〇人以上となった月から、各月の月末における被雇用者の全数を当該月数によって割ることによって、その年の全被雇用者数を計算する。

(おわり)